

観光庁

平成30年度

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)

公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

【応募要領】

平成30年4月

(観光庁外客受入担当参事官室)

〔 目 次 〕

1. 事業の目的
2. 補助対象事業者
3. 補助対象要件
4. 補助対象経費
5. 補助率・地方財政措置
6. 公衆トイレにおける運用開始等期限
7. 事業のスキーム
8. 応募件数
9. 応募手続きの概要
10. 審査結果の通知
11. 交付決定
12. 補助金の交付
13. 交付決定後の注意事項
14. 事業評価
15. 反社会的勢力との関係が判明した場合
16. その他

1. 事業の目的

訪日外国人旅行者の急増により発生している課題を解決するため、以下「4. 補助対象経費」に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とします。

本事業は、訪日外国人旅行者数4,000万人時代の達成に向け、旅行者が訪日リピーターとなっただけのよう日本で快適に過ごしていただくための環境整備の一環として、訪日外国人旅行者が利用しやすい観光地の公衆トイレ整備に要する経費の一部を補助するものです。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用される他、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱、同実施要領に従って行うものです。

2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、以下の(1)から(4)の事業者とします。

(1) 地方公共団体

地方公共団体には、港務局を含みます。

(2) 民間事業者

補助対象事業者となる民間事業者は、法人格を有する必要があります。

民間事業者には、公共交通事業者^{*1}を含みます。ただし、以下の要件とします。

- ・東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあつては、地方交通線に限ります。
- ・大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限ります。(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領の別添を参照のこと)
- ・特定本邦航空運送事業者は対象としません。

※地方交通線とは当該営業線区間における前々年度の旅客輸送密度が8,000人／日未満の路線をいう。

※地方部とは東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域をいう。

(3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除きます。

(4) 協議会等^{※2}

※1 「公共交通事業者」とは

次に掲げる者をいいます。

- ・鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
- ・軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
- ・道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ・海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
- ・航空法による本邦航空運送事業者

※2 「協議会等」とは

空港法第14条第1項に規定する協議会に加えて、次に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいいます。

- ・関係する地方公共団体（港務局を含みます。）
- ・地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含みます。）
- ・その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者。

3. 補助対象要件

訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営する施設内に所在するトイレは除きます。

(1) 立地要件（地域）

訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するものとします。

- ・ カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・ 「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」に取り組む地域
- ・ 観光圏整備実施計画認定地域
- ・ 「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）
- ・ 「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
- ・ 観光立国ショーケース選定都市
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ ラグビーワールドカップ競技会場立地都市
- ・ 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点とされた地区
- ・ 「食と農の景勝地」の認定を受けた地域
- ・ 「景観まちづくり刷新モデル地区」の指定を受けた地区が所在する地域
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区が所在する地域
- ・ 日本版DMO登録法人におけるマーケティング対象地域であり、具体的な取組が見られる地域
- ・ その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

(2) 立地要件（地域内）

本補助事業の対象となる公衆トイレは、上記（1）の地域内の、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとします。

Ⅰ）「観光スポット」内

Ⅱ）「観光スポット」の周囲

Ⅲ）「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※ 「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等を言います。

（対象としない公衆トイレ）

- ・ Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない公衆トイレ
- ・ Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ

- ・公共空間であっても観光スポット等の利用料を収受しなければ入場できない箇所（有料の観光施設内や鉄道駅の改札内含む）にある公衆トイレ

（3）立地要件（情報発信）

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下のⅠ）、Ⅱ）の全てを満たすこととします。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとしします。

Ⅰ）対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語またはピクトサインにより表示している。

Ⅱ）対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、または計画があること。

※観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していることが望ましい。

なお、トイレ内においては洋式・和式便器の別を、大便器ブース扉やトイレ入口等に多言語またはピクトサイン等により表示することが望ましいものとします。

4. 補助対象経費

本補助事業の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下のAからCの条件すべてを満たす、以下の（1）基本整備項目及び（2）追加整備項目の経費とします。ただし、（2）追加整備項目については（1）の基本整備項目を実施する場合に限り補助対象とします。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

（1）基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の交換（温水洗浄便座を新規に設置するものに限る）
- ・洋式便器の新設（新築・増築・建替時）

【対象範囲工事】

- ・撤去工事（衛生設備・給排水管等の撤去・運搬及びその産廃処分費用、工事で発生した粉塵や養生物の処分費用、トイレの改修・建替・増築時の躯体の解体・撤去費用等）
- ・内装工事（タイル・シートの設置・貼替、補修工事等）
- ・衛生設備工事（洋式便器等衛生設備機器の購入・設置工事、給排水管の接続工事等）
- ・取付工事（手すり・紙巻き等周辺機器の購入・取付工事等）
- ・建具工事（個室建具の設置等）
- ・電気設備工事（便座用電源、分電盤工事等）
- ・工事等に要する設計費及び工事管理費（ただし、上記工事を伴う場合に限る）

※ 配管・電気設備工事はトイレ施設内に限り対象とします

(2) 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、必要最低限の整備を補助対象とします。

- ・温水洗浄便座の設置（多目的トイレへの設置も含む。）
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器の設置・交換・自動水栓化
- ・化粧鏡の設置・交換
- ・小便器の設置・交換（旧式→新式）
- ・室内外照明LED化
- ・室内冷暖房の設置
- ・外装工事（躯体工事は除く。）
- ・窓の交換
- ・入口ドアの設置・交換
- ・多言語またはピクトサイン等による案内標識（トイレであることを示す標識や、トイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板）
- ・トイレ施設内のピクトサインや多言語表示の設置
- ・多目的トイレに関わる設備
- ・その他

(3) 補助対象外経費

土地の取得に要する費用は対象としません。また、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としません。

※補助対象としない工事について、自己資金で行うことを妨げるものではございません。

【補助対象外経費例】

- ・ 躯体の新設工事（構造物の新設に必要な経費）
- ・ 他用途であった建造物の解体費（トイレ以外の用途であった建造物の解体・撤去に必要な経費）
- ・ 掃除用具
- ・ トイレ施設外の配管・電気設備
- ・ 浄化槽の設置
- ・ 発電設備
- ・ ポンプ等の機械設備
- ・ トイレ施設周囲の舗装やアプローチのバリアフリー化
- ・ 仮設トイレの設置

(4)他の予算制度との整理

- ・国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象となりません。

〔例. 環境省：自然公園等整備事業、文化庁：文化財総合活用戦略プラン
国土交通省：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
内閣府：地方創生推進交付金 等〕

ただし、交付の可能性のあったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。

(5)補助金全般について

ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費は補助対象としません。

また、本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、対象としません。後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の交付を取り消す場合があります。

5. 補助率・地方財政措置

補助対象経費の3分の1以内となります。

なお、地方公共団体が事業主体となる場合には、地方財政措置が適用されます。

（一般的には、都道府県は起債充当率90%—償還金交付税措置20%、

市町村、政令指定都市、特別区は起債充当率75%—償還金交付税措置0%。

個々の事業に係る起債の範囲については、総務省等との協議によります。

起債に当たっては、各地方公共団体の財政担当部署ともご相談ください。）

(参考)【総務省】地方債計画等

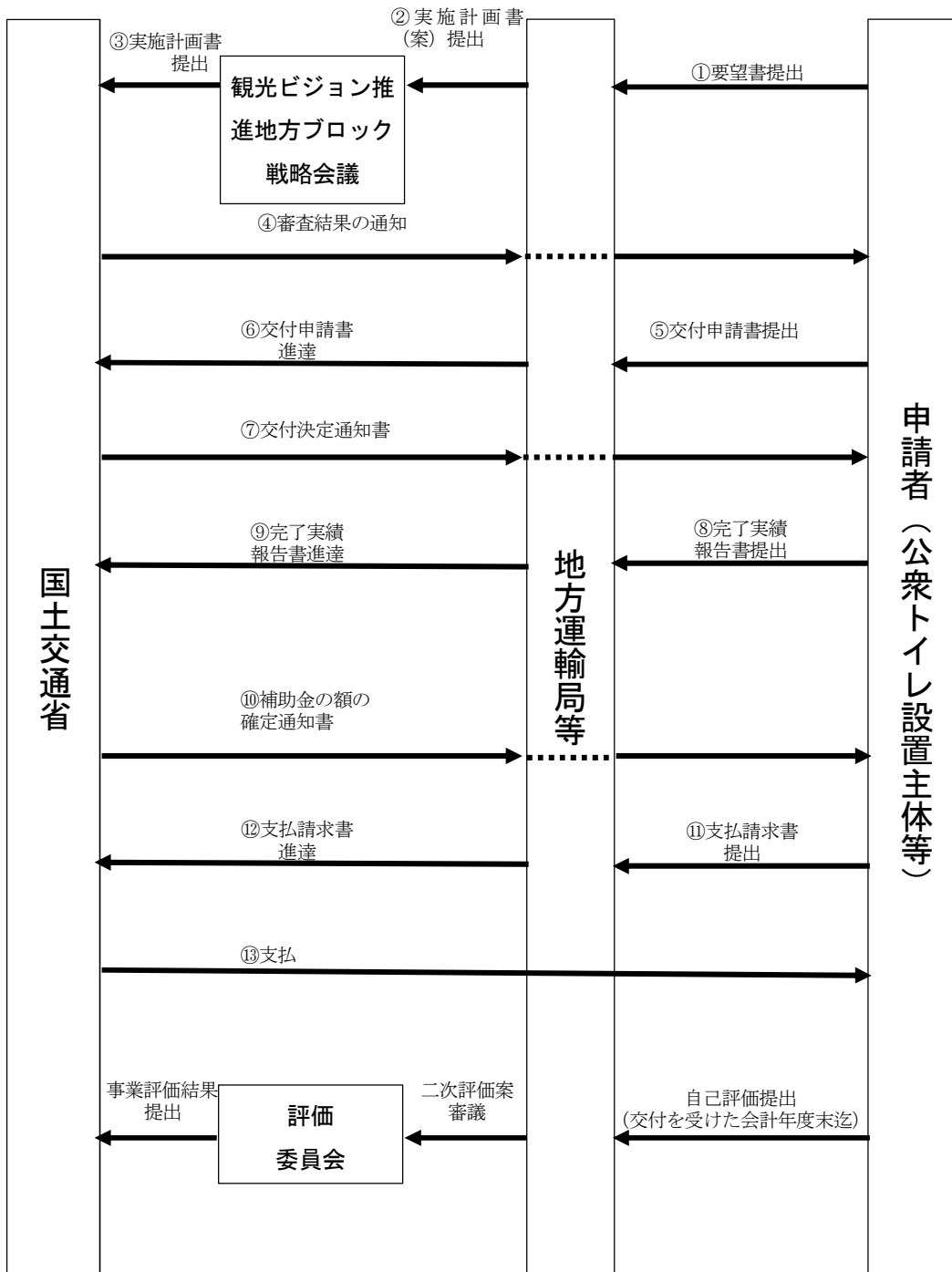
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html

6. 公衆トイレにおける運用開始等期限

交付を受けた会計年度末までに自己評価（「14. 事業評価」を参照）を実施できるよう、本補助事業による訪日外国人旅行者受入環境整備を行ったうえで、公衆トイレの運用開始等を行ってください。

なお、やむを得ない事情により、本事業を年度内に完了することが困難な場合は、平成31年3月10日までに、その理由を付して、状況報告書を提出してください。

7. 事業のスキーム



8. 応募件数

応募は、一つの公衆トイレにつき、要望書提出は1件とします。(同一の設置主体が複数の公衆トイレについて応募を希望する場合は、公衆トイレごとに要望書を作成してください。) また同一施設内の複数の公衆トイレの整備要望を提出される場合についてもトイレごとに要望書を作成してください。

9. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

平成30年4月2日(月)～平成30年10月31日(水) 17時 [必着]

※原則、応募いただいた月の翌月末をメドに審査結果の可否をお伝えします。

※予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

(2) 提出先 (お問い合わせ先)

■提出先 (鉄道・自動車・海事に関する公共交通事業者及び港湾に関する事業者を除く)

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 観光部観光企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2700 F A X 011-290-2702
東北運輸局 観光部観光企画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話 022-791-7509 F A X 022-791-7538
関東運輸局 観光部観光企画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-1255 F A X 045-211-7270
北陸信越運輸局 観光部観光企画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 電話 025-285-9181 F A X 025-285-9172
中部運輸局 観光部観光企画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話 052-952-8045 F A X 052-952-8087
近畿運輸局 観光部観光企画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話 06-6949-6466 F A X 06-6949-6135
中国運輸局 観光部観光地域振興課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-228-8703 F A X 082-228-9412
四国運輸局 観光部観光企画課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6735 F A X 087-802-6732
九州運輸局 観光部観光企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-472-2330 F A X 092-472-2334

沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話 098-866-1812 F A X 098-860-2369
-------------------	---

■提出先（鉄道に関する公共交通事業者）

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 鉄道部計画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2731 F A X 011-290-2717
東北運輸局 鉄道部計画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話 022-791-7526 F A X 022-299-8810
関東運輸局 鉄道部計画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-7243 F A X 045-212-2011
北陸信越運輸局 鉄道部計画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 電話 025-285-9153 F A X 025-285-9173
中部運輸局 鉄道部計画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話 052-952-8033 F A X 052-952-8086
近畿運輸局 鉄道部計画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話 06-6949-6442 F A X 06-6949-6529
中国運輸局 鉄道部計画課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-228-8797 F A X 082-228-9411
四国運輸局 鉄道部計画課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6755 F A X 087-802-6756
九州運輸局 鉄道部計画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-472-4051 F A X 092-472-2353
沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■提出先（自動車に関する公共交通事業者）

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2741 F A X 011-290-2704
東北運輸局 自動車交通部 旅客第一課（バス） 旅客第二課（タクシー）	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 （バス）電話 022-791-7529 F A X 022-299-0940 （タクシー）電話 022-791-7530 F A X 022-299-0940
関東運輸局 自動車交通部	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 （バス）電話 045-211-7245 F A X 045-201-8802

旅客第一課 (バス) 旅客第二課 (タクシー)	(タクシー) 電話 045-211-7246 F A X 045-201-8802
北陸信越運輸局 自動車交通部 旅客課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 電話 025-285-9154 F A X 025-285-9174
中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 電話 052-952-8035 F A X 052-952-8016
近畿運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 06-6949-6445 F A X 06-6949-6531
中国運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 電話 082-228-3436 F A X 082-228-3452
四国運輸局 自動車交通部 旅客課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6771 F A X 087-802-6775
九州運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 電話 092-472-2521 F A X 092-472-3616
沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■提出先（海事に関する公共交通事業者）

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 海事振興部 旅客・船舶産業課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎 電話 011-290-1011 F A X 011-290-1021
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 電話 022-791-7512 F A X 022-299-8875
関東運輸局 海事振興部旅客課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 電話 045-211-7214 F A X 045-201-8788
北陸信越運輸局 海事部海事産業課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 電話 025-285-9156 F A X 025-285-9176
中部運輸局 海事振興部旅客課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 電話 052-952-8013 F A X 052-952-8084

近畿運輸局 海事振興部旅客課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 06-6949-6416 F A X 06-6949-6457
神戸運輸監理部 海事振興部旅客課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 電話 078-321-3146 F A X 078-321-7026
中国運輸局 海事振興部旅客課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 電話 082-228-3679 F A X 082-228-7309
四国運輸局 海事振興部 海運・港運課	〒760-0019 高松市サンプォート 3-33 高松サンプォート合同庁舎南館 電話 087-802-6807 F A X 087-802-6815
九州運輸局 海事振興部旅客課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 電話 092-472-3155 F A X 092-472-3301
沖縄総合事務局 運輸部総務運航課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■ 提出先（港湾に関する事業者）

担当部署	お問い合わせ先
北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 電話 011-709-2137 F A X 011-709-2147
東北地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 電話 022-716-0005 F A X 022-716-0017
関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 電話 045-211-7416 F A X 045-211-0204
北陸地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館 電話 025-370-6706 F A X 025-280-8783
中部地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内 2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル内 電話 052-209-6323 F A X 052-203-9739
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 電話 078-391-8361 F A X 078-325-8288
中国地方整備局 港湾空港部	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 NTTクレド白島ビル 電話 082-511-3928 F A X 082-511-3910

港湾物流企画室	
四国地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒760-8554 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 電話 087-811-8360 F A X 087-811-8426
九州地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎 電話 092-418-3379 F A X 092-418-3037
沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1906 F A X 098-861-9916
北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 電話 011-709-2137 F A X 011-709-2147

(3) 提出書類等

①要望書

- ・本募集で指定する要望書様式（別紙様式を含む。）を必ず利用してください。
- ・公衆トイレ全体の写真及び、改修や設備等を取り付けようとする箇所等の写真をご用意ください。新築等の場合はパース図等でご対応ください。

②設計図、図面等

- ・要望書様式別紙をご利用ください。
- ・設計図面等を利用し整備箇所をお示しください。

③公衆トイレと観光スポットの位置関係がわかる地図等

- ・要望書様式別紙をご利用ください。
- ・「観光スポット内の公衆トイレ」の場合は、観光スポットの場所がわかる地図と、トイレの位置がわかる観光スポットの見取り図等をご用意ください。
- ・「観光スポットの周囲にある公衆トイレ」の場合は、観光スポットと公衆トイレの位置がわかる地図等をご用意ください。
- ・「観光スポットへのアクセス経路にある公衆トイレ」の場合は、周辺の施設等から該当の観光スポットへアクセスする際の移動経路及び公衆トイレの位置がわかる地図等をご用意ください。

④立地要件（情報発信）に関わるピクトサインや多言語での表示状況や、散策マップ・WEB等での発信状況がわかる写真・資料等

- ・要望書様式別紙をご利用ください。
- ・現在整備されていない場合は、整備計画をご用意ください

⑤補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料

- ・複数の事業者からの見積書をご用意ください。
- ・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください。
- ・補助対象の概要が分かる資料（工事積算資料、商品パンフレット、カタログ等）

⑥地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料等

- ・経費の一部に地方公共団体等からの補助金を見込んでいる場合は、その交付決定書等をご用意ください。
- ・地方公共団体が事業主体の場合は、その予算書（案）をご用意ください。

⑦民間事業者（公共交通事業者を除く）が申請する場合

該当するトイレが所在する自治体より、トイレが広く無料で開放されているトイレであり、訪日外国人旅行者の受入れ環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレであることが記された書面（国土交通省宛）をご用意ください。

(4) 提出方法（まずは（2）提出先（お問い合わせ先）までご相談ください。）

書類等の提出は、原則として電子データによるものとしますが、それが難しい場合には書面での提出も認めます。それぞれの提出方法については、下記のとおりとします。

【電子データによる提出方法】

- ・提出は、CD-R等の記録媒体又は電子メールにより行ってください。
- ・①～④については要望書様式のエクセル形式で、その他資料はPDF形式でご提出ください。

【書面による提出方法】

- ・書類等は、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合は、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。
- ・提出の際は、封筒等の表面に「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と朱書きしてください。
- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

10. 審査結果の通知

審査の結果は、国土交通省より地方運輸局等を通じて通知いたします。

11. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額[※]を原則、減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

12. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2～3ヶ月程度かかります。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等

の課税対象となります。

- なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。
- 完了実績報告書提出時には、着工前の写真と着工後の写真、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

1 3. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りではありません。(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(平成28年2月29日(最終改正平成30年3月28日))第81条第1項第1号参照)また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があつた場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第90条第2項に基づき、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助事業において取得した財産について、下記の①から③に従い、適切な管理運用を図らなければなりません。

①管理台帳の整備

取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければなりません。

上記の内容を満たす取得財産における管理台帳等を事前に備えている場合は、既存の台帳で管理するものとします。

②取得財産の管理

取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。

③財産処分の制限

取得価額又は効用の増加価格が1件当たり50万円を超える機械及び重要な器具又は告示（平成22年国土交通省告示第505号（ただし、同告示が改正された場合は改正後の告示））により定められたものについては、事業終了後も一定期間^{※1}において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

※1 一定期間とは

取得財産に毎に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令15号）で定める期間によります。

※2 処分とは

補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。

(5) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、国土交通省・地方運輸局等が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

1 4. 事業評価

本事業について、補助対象事業者は、自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」といいます。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までに、地方運輸局等に報告する必要があります。

地方運輸局等は自己評価等を基に二次評価を行い、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めます。補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて、後続事業又は地域の取組等に反映していただきます。

なお、自己評価の結果報告に関する記載方法等については、補助交付申請者へ改めて通知いたします。

15. 反社会的勢力との関係が判明した場合

- (1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。
反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (イ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - (ロ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑦に掲げる者を利用したと認められること。
 - (ニ) ①～⑦に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - (ホ) その他①～⑦に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①～④に準ずる行為

16. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため(審査には、国(独立行政法人を含む。))及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。)
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しません。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。))を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)